

延岡市デジタル人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所等で就労する意思がある優れたデジタル人材の確保及び定着を促進し、市内事業所等の雇用安定と活性化、さらにはデジタル化の促進を図ることを目的として、予算の範囲内において延岡市デジタル人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正社員 雇用保険法（昭和49年法律第116条）第4条第1項に規定する被保険者であって、かつ、雇用期間の定めがない労働契約により雇用され、フルタイム勤務の雇用形態により常勤する者をいう。
- (2) デジタル人材 市が実施する延岡ITカレッジにおいて、求職者を対象としたコースを受講し、修了証を授与された者であって、当該修了証を授与された日から18か月以内の者をいう。
- (3) 就業祝い金等 デジタル人材を正社員として雇用する際、用途を定めずに支給する就業祝い金、就業支度金等の一時金をいう。
- (4) デジタル企業バンク 延岡市デジタル化推進企業バンク設置要領（令和5年度制定）に基づく延岡市デジタル化推進企業バンクをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、デジタル企業バンクに登録している事業者のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 正社員として雇用するデジタル人材に、就業祝い金等を支給した事業者であること。
 - (2) 原則として、雇用したデジタル人材を市内に所在する事業所に勤務させる事業者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としてしない。
- (1) 市税（国民健康保険税を含む。）に滞納があるとき。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者であるとき。
 - (3) この補助金と目的を同じくする他の補助金等の交付を受けているとき。
 - (4) その他市長が不相当と認める者であるとき。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、デジタル人材に就業祝い金等を支給した日から3か月以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書兼収支計算書（様式第2号）
- (2) デジタル人材雇用状況証明書（様式第3号）
- (3) 就業祝い金等受領証明書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査したうえで、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定に係る通知の受領後7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、延岡市デジタル人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、就業祝い金等の支給を受けたデジタル人材が、採用の日から起算して1年を経過する日までに次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助事業者に対し、補助金の全額の返還を求めることができる。ただし、就業祝い金等の支給を受けたデジタル人材の死亡等やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 正社員の要件を満たさなくなったとき（長期間の休職等による場合を除く。）。
- (2) 退職をしたとき。
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納したとき。

(勤務状況等の確認)

第10条 補助事業者は、就業祝い金等の支給を受けたデジタル人材について、その者の採用の日から起算して1年を経過した日から20日以内に延岡市デジタル人材確保支援事業就労（予定）証明書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(手続の特例)

第 11 条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第 3 条第 1 項に規定する事業計画書及び収支予算書の提出
- (2) 規則第 13 条の規定による補助金の額の確定

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(補助対象者の特例)

- 2 この要綱の施行の日から令和 5 年 5 月 31 日までの間に限り、第 3 条第 1 項中「デジタル企業バンクに登録している事業者」とあるのは「デジタル企業バンクに登録している事業者（令和 5 年 5 月 31 日までの間にデジタル企業バンクに登録する見込みがあると市長が認める事業者を含む。）」とする。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
次に掲げる要件の全てを満たすデジタル人材を正社員として雇用する際に支給する就業祝い金等 (1) 雇用の時点で市内に住民登録がされており、現に市内に居住している者 (2) 市税の滞納がない者 (3) その者が属する世帯の全員が延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。	4 分の 3 以内	就業祝い金等の支給 1 人当たり 7 万 5,000 円

備考 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。